

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス susakiminsyo@gmail.com



お友だち登録はコチラ

消費税課税事業者について

今一度確認を！



課税事業者かは2年前の売上で決まります

●新たに消費税課税事業者になる基準

売上が1000万円(税込)を超えた年の2年後が消費税課税事業者です

例 2024年(令和6年分)の売上が1000万円(税込)を超えた

↓2年後の2026年(令和8年分)は消費税の申告が必要です

●既に消費税課税事業者が免税事業者になる基準

売上が1000万円(税込)以下になった年の2年後は免税事業者です

例 2024年(令和6年分)の売上が1000万円(税込)以下になった

↓2年後の2026年(令和8年分)は消費税の申告が免除されます。

ただし特定期間(個人事業主の場合、2025年1月～6月)の売上が1000万円を超えた場合、2026年は課税事業者となります

※どちらも届出が必要です 期限がありますので該当の方はお早めにご相談を

消費税 入るときは税込 出るときは税抜

民商新規入会 共済も同時加入

先日新たにTさんが入会。

申告時期に民商に電話が鳴り「今は税理士にお願いしているが、依頼の金額が年々あがりまわっている。記帳は自分でして申告だけでかなりの金額を取られる。令和8年分からは自分でできるようになりたい。知人から民商に入りや。とおすすりされた。」とのこと。さっそく令和7年の申告が落ち着いた頃来局され、共済も同時加入。次の申告に向けて記帳の見直しも始め、さっそく動き出しました。

みなさんも申告について困っている知人への声掛けぜひお願いします。また、一息着いたら領収書などの整理や記帳、頑張っていきましょう。